

徳之島町農業委員会

第 1 2 回定例会

議事録

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金）午後5時00分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

- 第1 議案第38号 農地法第3条許可申請議案について（2件）
- 第2 議案第39号 農地法第3条許可取下げ議案について（1件）
- 第3 議案第40号 農振農用地利用変更申出議案について（2件）
- 第4 議案第41号 農地法第4条許可申請議案について（1件）
- 第5 議案第42号 農地法第5条許可申請議案について（1件）
- 第6 議案第43号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）
- 第7 その他

4. 委員

出席 13人 欠席 1人

| | | | | | |
|----|----|---------|-----|----|---------|
| 1番 | 出席 | 白 山 明 | 8番 | 出席 | 爲 島 良 一 |
| 2番 | 出席 | 平 山 正 也 | 9番 | 出席 | 武 島 光 子 |
| 3番 | 出席 | 嶺 田 正 秀 | 10番 | 出席 | 藤 田 喜 文 |
| 4番 | 出席 | 崎 田 広 光 | 11番 | 出席 | 内 博 行 |
| 5番 | 欠席 | 鮫 島 徹 三 | 12番 | 出席 | 林 慶 造 |
| 6番 | 出席 | 木 場 友 広 | 13番 | 出席 | 原 田 辰 法 |
| 7番 | 出席 | 嘉 山 杏 奈 | 14番 | 出席 | 里 美 幸 |

5. 農地最適化推進委員

出席 3人 欠席 1人

| | | | | | |
|----|----|---------|----|----|---------|
| 1番 | 出席 | 林 誠 一 郎 | 3番 | 欠席 | 泰 良 誠 |
| 2番 | 出席 | 福 洋 一 | 4番 | 出席 | 福 岡 佑 希 |

6. 事務局職員

| | |
|----|---------|
| 局長 | 白 坂 貴 仁 |
| 次長 | 星 野 弘 仁 |
| 主査 | 米 島 武勇幾 |

議長

おはようございます。これより令和7年12月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

本日は、5委員と2推進委員が欠席です。その他の委員は全員出席でありますので、本会は成立致します。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が2件、農地法第3条許可取消議案が1件、農振農用地利用変更申出議案が2件、農地法第4条許可申請議案が1件、農地法第5条許可申請議案が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計8件となっております。

署名委員は、12委員と13委員になっておりますので宜しくお願い致します。

議案は、一括して事務局が説明することに致します。

補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。

それでは議案第38号、農地法第3条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。

議案38号。

受付番号61号。

譲渡人：鹿児島市、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：亀津、〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑1筆3,961㎡。

権利取得後の面積は、322,231㎡。

農業の縮小、規模拡大。

作付予定作物は、牧草で、反あたり〇〇万円で売買です。

受付番号62号。

譲渡人：鹿児島市、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：亀徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

申請区分面積、田1筆、畑3筆で3,735㎡。

権利取得後の面積は、41,045㎡。

農業の廃止、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびと野菜で、反あたり〇〇万円で売買です。

以上2件、申請書類上においては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議の程宜しく申し上げます。

議長

これから議案38号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号61号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号62号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号62号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案39号。

農地法第3条許可取下げについて、事務局より説明をお願い致します。

事務局

農地法第3条許可取下げについて、事務局から説明します。

受付番号2号。

令和7年10月15日、徳農委指令7第51号において、許可を出した分の取下げ
願いです。

譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

譲受人：母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

許可を受けた土地は、母間〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

取下げの理由としましては、譲受人の変更としています。

以上1件です。

ご審議の程宜しくをお願いします。

議長

受付番号2号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑ありませんか

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号2号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案40号。

農振農用地利用変更申出について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

農振農用地利用変更申出について、事務局より説明します。

議案40号の農振農用地利用変更申出については、〇〇〇もあるため受付番号3号と4号の2段に分けています。

受付番号3号。

こちらは、前回11月の定例会議案34号において、〇〇とした分となります。

申請人：〇〇〇〇さん。

不動産の表示：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇。

原因は、〇〇〇〇〇〇〇建設の爲としています。

前回の〇〇理由は、5条申請における〇〇〇〇の〇〇への〇〇がされていない事によります。

その他詳細における5条申請〇〇〇〇の〇〇への〇〇がされましたので、12月定例会へ再度議題として上げています。

〇〇〇〇の現場確認については、11月19日に〇〇〇〇〇〇〇〇への指導を行い、11月26日に〇〇への〇〇を確認しています。

現地確認は、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇で行っています。

続いて、受付番号4号。

資料1、資料2を付けています。

申請人：〇〇〇さん。

不動産の表示：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1,586㎡のうち1,442㎡。

原因：〇〇〇〇建設の爲、その他詳細として、平成29年にH29-18で、今回

事務局

の申請地に144㎡を〇〇して既存のの〇〇〇〇を建設しています。

資料1の場所には、何もない状態ですが、ここに1棟牛舎が道に沿って建っています。

今回の申請で1,586㎡全てを〇〇〇〇〇用地として〇〇を行い、既存牛舎に並べて建設予定としています。

今後は、牛の増頭を予定にしている為、申請地の〇〇〇〇依頼があった所です。

以上2件です。

ご審議の程宜しくお願いします。

議長

これから議案40号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑有りませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号3号について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

続きまして受付番号4号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

質疑有りませんか。

10委員

一つは、〇〇さんが言うように、建っている小屋が更地の申請地、〇〇〇中学校って書いてある所の空いている所に、牛舎が、一棟建っていて、そして後一棟、そこに並べて建てたいと言う事。

8委員

その空いている土地は、結局空いている所が、手狭になったものだから、そこは自分の土地で自分の土地を造成して自分で。

議長

〇〇〇に行く所だよな。

| | |
|-----|---|
| 8委員 | そう、〇〇〇に行く所。 |
| 事務局 | ①に書いてある図面が出ている部分になるんですけど、既存牛舎の後ろに。 |
| 8委員 | 何も問題はないと思います。 |
| 4委員 | 今現在、何頭飼っているんですか。 |
| 事務局 | 今、4条申請が続いてあって、そこで説明しようと思ったんですけど。 |
| | 今、43頭。70頭まで増やすと。 |
| | 今二つ牛舎があって、43頭飼育しているけど、又今度一つ増やして、70頭まで増やしたいと。 |
| 議長 | 他にありませんか。 |
| | 無ければ採決します。 |
| | 議案40号。 |
| | 受付番号4号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 |
| | [全員挙手] |
| | 承認する事に致します。 |
| | 続きまして議案41号。 |
| | 農地法第4条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。 |
| 事務局 | 議案41号。 |
| | 受付番号1号。 |
| | 農地法第4条許可申請について、こちらは先程言った上記議案40号、受付番号4号に関連しています。 |
| | 備考に記載しているんですけど。 |
| | この4条申請の許可については、農林水産課による〇〇〇〇の変更、町の許可決定を条件としています。 |
| | 今までは、許可が出てから4条や5条の申請を行っていましたが、今回は、条件付きと言う事で同時に進行したいと思います。 |
| | 申請人：〇〇〇さん。 |

事務局

不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇、1,586㎡の内(1,442㎡)。

原因は、〇〇〇〇建設の爲。

H-29-18で、144㎡を〇〇〇〇し牛舎が建っていて、その横に並べて建設。

事業計画書では、既存2棟牛舎があり飼養頭数は、43頭であるが、今後70頭まで増頭し、規模拡大を図る爲。

〇〇〇〇建設を行う牛舎288㎡・堆肥舎132㎡。

通路やロール置場など作業効率の爲、十分な広さを確保したい爲として申請しています。

以上1件です。ご審議の程宜しく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

議案41号について、質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。

4委員

これ工期っていつからいつまで。

5委員

完成はいつですか。

事務局

完成は、3月までには終わらせるって言う風な話しではあったんですが、事業では。

〇〇の事業にのっかってやると言う事で、今年度完成が条件と言う風な話しで、〇〇計画も〇〇〇〇とかしているのので、そこでの対応となっていると言う事です。

議長

他にありませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

次に議案42号。

農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

した。

以上1件です。ご審議の程宜しく申し上げます。

8委員

どうしたらいいのかなと思うんだけど、譲渡人は、〇〇〇さんですけど。〇〇〇〇もいるし、それでその〇〇さんが、その道路を〇〇〇〇〇でふさいだんですね前。

それで〇〇〇〇になってなったもんだから、だからその畑の主がまた後一人、〇〇〇の方から聞いたら、いるみたいな話しで。

〇〇〇〇〇〇さんって、その人は売った、買ったの話しで、お金貰っていないから、売ってないと言う話しも、この間〇〇〇の人に聞いたらそう言うし、そこの所はつきり分からないもんだから。

それしっかり。

議長

筆界未定地、みんなで立ち合いしてるんでしょう。

8委員

だからその、〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇いないし。

奥さんはもう、施設に入っているから。

だからその真相の事はわからないわけよ。

だから登記は、してないわけよね。

議長

筆界未定地、登記出来ないし。

筆界未定地だったら。

8委員

それがその入口に入ってなかったらいいけど。

その横が、〇〇〇〇の自分の〇〇〇〇から買って、そこも自分のだと言って〇〇〇〇〇で封鎖したもんだから

だからそこがしっかりその主が。

議長

登記できないはずよ。

8委員

それがはっきりしてないから。

どうなるかわからんから。

ちょっと、〇〇〇〇に後1回、それ〇〇して調べらすか

どうしたらいいかねと思って。

| | |
|-----|--|
| 8委員 | その〇〇〇の畑だけは、その畑だけ許可するという事にして。 |
| 4委員 | 申請区分は、〇〇㎡だけ。 |
| 8委員 | <p>その道が、学校の、県道の道は、はっきり言ってもう軽が、走るぐらいの幅だから、だからそんなに大きくはないわけよ。</p> <p>それはそのままもう利用するという事だから。</p> <p>そこに〇〇〇が、入っているけど。</p> <p>〇〇はせんかったけど、その〇〇が、封鎖したもんだから。</p> <p>それで、今回こうやって「さばくる」ので、どうしたらいいものかと、その〇〇のだけそのまま許可していくか・・・。</p> <p>もし他の主が、なんか言ってきたらまた困るし。</p> <p>もう、〇〇〇〇〇〇さんは、はっきり言えば、子供もいるんだけど、それがはっきりしないから、どうなるか。</p> <p>奥さんはもう施設に入って、その親戚が、〇の、〇〇〇〇〇。</p> <p>今ここに〇の、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、それが住んでるわけ、その家は。</p> <p>奥さんが、〇の親戚だから、〇の人かどうかわからんけど。</p> |
| 議長 | <p>これ、でも確定してないからどうしたらいいの。</p> <p>もう1回〇〇して、ちゃんとしてからのがいいんじゃないですか。</p> |
| 8委員 | 〇〇〇〇に後1回調べてもらって。 |
| 議長 | <p>筆界未定地だったら多分、売買出来んはずよ。</p> <p>売った・買った出来んはずよ。</p> <p>登記出来ない。</p> |
| 8委員 | それがだから、〇〇が、〇〇にいつ売ったのかわからん。 |
| 議長 | <p>相手が、許可すればいいけどね。</p> <p>ここまでとか言って。</p> |
| 8委員 | <p>まあ、それはするはずだけどね。</p> <p>もうはっきり言って島にもいないから。</p> <p>直系はいないわけよ。</p> |

議長

とりあえず、〇〇〇〇さんがちゃんとして、もう1回あげると言う事で、〇〇〇〇。

〇〇いいですかね。

宜しいですか。

他委員

はい。はい。

議長

〇〇と言う事でお願い致します。

続きまして、議案43号。

農地中間管理権及び利用権設定について、事務局よりお願い致します。

事務局

たくさんありますけど説明します。

受付番号9号となります。

農用地利用集積促進計画一覧表をご覧ください。

許可後、2月28日から開始の分です。

左の列から順に受け手、次に対象農地、契約の内容、一番右が出し手となります。

今回は、新規契約が17件。

10年満期からの更新が5件です。

No. 1～3、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 4～10、受け手は、母間、〇〇〇〇さん。

対象農地は、7筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 11～18、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、8筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 19～20、受け手は、花徳、〇〇〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 21～30、受け手は、花徳、〇〇〇〇〇さん。

対象農地は、10筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 31～33、受け手は、花徳、〇〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 34～35、受け手は、亀津、〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 36～38、受け手は、花徳、〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 39～41、受け手は、花徳、〇〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 42～45、受け手は、花徳、〇〇〇〇〇さんです。

対象農地は、4筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 46～61、受け手は、轟木、〇〇〇さん。

対象農地は、16筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 62～67、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、6筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 68～75、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、8筆。

契約期間は、10年。

貸借権です。

No. 76～94、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、19筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 95～97、受け手は、花徳、〇〇〇〇です。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借2件、賃借1件です。

No. 98～100、受け手は、花徳、〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No.101～102、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No103～106、受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。

対象農地は、4筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No107、受け手は、轟木、〇〇〇さん。

対象農地は、1筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 108～110、受け手は、花徳、〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 111～112、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No113、受け手は、母間、〇〇〇さん。

対象農地は、1筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No114～117、受け手は、花徳、〇〇〇さん。

対象農地は、4筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 118～123、受け手は、亀津、〇〇〇さん。

対象農地は、6筆。

契約期間は、10年。

賃借権です。

No. 124、受け手は、花徳、〇〇〇〇ん。

対象農地は、1筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 125～131、受け手は、母間、〇〇〇さん。

対象農地は、7筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 132～133、受け手は、花徳、〇〇〇〇さん。

対象農地は、2筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 134～136、受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

賃借権です。

No. 137～140、受け手は、轟木、

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。

対象農地は、4筆。

契約期間は、10年。

賃借権です。

No. 141、受け手は、花徳、〇〇〇さん。

対象農地は、1筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

No. 142～144、受け手は、天城町岡前、〇〇〇〇さん。

対象農地は、3筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

事務局

No. 145、受け手は、天城町浅間、〇〇〇〇さん。

対象農地は、1筆。

契約期間は、10年。

使用貸借です。

以上、受け手、32名、145筆、面積は、358,628㎡です。

宜しくお願い致します。

議長

本人から本人のがあるけど。

絶対載せないといけないの。

事務局

一応載せて諮りなさいと言うのが。

議長

あ～国から。

事務局

国からの指導では。

議長

わかりました。

質疑は、ございませんか。

4委員

137～140の〇〇〇〇〇〇〇あるじゃないですか。

代表は、誰ですか。

事務局

〇〇さん。

議長

他にございませんか。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号9号、農地中間管理権及び利用権設定について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

議長

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和7年12月19日

署名委員

林 慶 造

原 田 辰 法